

議案第 86 号

渋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 17 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(渋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 渋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年渋川市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

別表の 4 の表を次のように改める。

4 勤務 1 回の報酬

(単位：円)

職名	報酬額
選挙長	12,200
投票所の投票管理者	14,500
期日前投票所の投票管理者	12,800
開票管理者	12,200
投票所の投票立会人	12,400 (投票に立ち会う時間が当該選挙の投票時間に満たない場合は、6,200)
期日前投票所の投票立会人	10,900
開票立会人	10,100
選挙立会人	10,100

(渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年渋川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の2及び第5条の4中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の一部改正に準じて改正しようとするものである。

茨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び茨川市議会議員及び茨川市長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

茨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年茨川市条例第44号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																				
別表（第2条関係） 1～3 （略） 4 勤務1回の報酬 <div style="text-align: right;">（単位：円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td style="text-align: right;">12,200</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td style="text-align: right;">14,500</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td style="text-align: right;">12,800</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td style="text-align: right;">12,200</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td style="text-align: right;">12,400（投票に立ち会う時間が当該選挙の投票時間に満たない場合は、6,200）</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td style="text-align: right;">10,900</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td style="text-align: right;">10,100</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td style="text-align: right;">10,100</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	選挙長	12,200	投票所の投票管理者	14,500	期日前投票所の投票管理者	12,800	開票管理者	12,200	投票所の投票立会人	12,400（投票に立ち会う時間が当該選挙の投票時間に満たない場合は、6,200）	期日前投票所の投票立会人	10,900	開票立会人	10,100	選挙立会人	10,100	別表（第2条関係） 1～3 （略） 4 勤務1回の報酬 <div style="text-align: right;">（単位：円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td style="text-align: right;">10,800</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td style="text-align: right;">12,800</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td style="text-align: right;">11,300</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td style="text-align: right;">10,800</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td style="text-align: right;">10,900（投票に立ち会う時間が当該選挙の投票時間に満たない場合は、5,450）</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td style="text-align: right;">9,600</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td style="text-align: right;">8,900</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td style="text-align: right;">8,900</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	選挙長	10,800	投票所の投票管理者	12,800	期日前投票所の投票管理者	11,300	開票管理者	10,800	投票所の投票立会人	10,900（投票に立ち会う時間が当該選挙の投票時間に満たない場合は、5,450）	期日前投票所の投票立会人	9,600	開票立会人	8,900	選挙立会人	8,900
職名	報酬額																																				
選挙長	12,200																																				
投票所の投票管理者	14,500																																				
期日前投票所の投票管理者	12,800																																				
開票管理者	12,200																																				
投票所の投票立会人	12,400（投票に立ち会う時間が当該選挙の投票時間に満たない場合は、6,200）																																				
期日前投票所の投票立会人	10,900																																				
開票立会人	10,100																																				
選挙立会人	10,100																																				
職名	報酬額																																				
選挙長	10,800																																				
投票所の投票管理者	12,800																																				
期日前投票所の投票管理者	11,300																																				
開票管理者	10,800																																				
投票所の投票立会人	10,900（投票に立ち会う時間が当該選挙の投票時間に満たない場合は、5,450）																																				
期日前投票所の投票立会人	9,600																																				
開票立会人	8,900																																				
選挙立会人	8,900																																				

渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年渋川市条例第19号）の一部改正

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</p> <p>第5条の2 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第5条の4 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合にあっては、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数の範</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</p> <p>第5条の2 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第5条の4 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合にあっては、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数の範</p>

圈内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払う。

圈内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払う。